

千曲市農業委員会告示 第10号

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積について次のとおり定める。

平成31年1月1日

千曲市農業委員会会長 荒井 忠 男

農地法施行規則第17条第1項の適用

農振農用地区域内農地

下 限 面 積	適 用 区 域
30アール	大字寂蒔、大字鑄物師屋、大字打沢、大字新田、大字中、大字屋代、大字雨宮、大字土口、大字生萱、大字稲荷山、大字千本柳、大字小船山、大字力石
10アール	大字森、大字倉科、大字桑原、大字八幡、大字羽尾、大字若宮、大字須坂、大字上山田、大字新山

農地法施行規則第17条第2項の適用

農振農用地区域外農地

下 限 面 積	適 用 区 域
4アール	千曲市内全域